

岐阜県警察本部組織条例 [昭和29年6月30日岐阜県条例第32号]

改正 昭40県条例7号、昭51県条例25号、昭53県条例4号、昭55県条例13号・同24号、昭61県条例14号、平4県条例10号・同16号、平6県条例27号、平16県条例18号、平17県条例36号・同74号、平18県条例46号、平19県条例第42号、平20県条例第48号、平21県条例第39号、平25県条例第27号、平28県条例第54号

第1条 警察法（昭和29年法律第162号）第47条第4項の規定に基づき、警察本部に次の6部及び総務室を置く。

警務部
生活安全部
地域部
刑事部
交通部
警備部

[昭40県条例7号昭51県条例25号平6県条例27号平25県条例第27号・本条一部改正]

第2条 各部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

1 警務部

- (1) 職員の人事、定員及び給与に関する事項
- (2) 事務能率の増進に関する事項
- (3) 職員の福利厚生に関する事項
- (4) 警察教養及び監察に関する事項
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事項
- (6) 留置施設に関する事項

2 生活安全部

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事項
- (2) 犯罪の予防に関する事項
- (3) 少年非行の防止に関する事項
- (4) 保安警察に関する事項

3 地域部

- (1) 地域警察に関する事項
- (2) (1)に掲げるもののほか、警らに関する事項

4 刑事部

- (1) 刑事警察に関する事項
- (2) 犯罪鑑識に関する事項
- (3) 犯罪統計に関する事項
- (4) 暴力団対策に関する事項
- (5) 薬物及び銃器の取締に関する事項
- (6) 組織犯罪の取締りに関する事項
- (7) 犯罪による収益の移転防止に関する事項

(8) 国際捜査共助に関する事項

5 交通部

(1) 交通警察に関する事項

6 警備部

(1) 警備警察に関する事項

(2) 警備実施に関する事項

(3) 機動隊に関する事項

(4) 災害警備に関する事項

(5) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事項

(6) 警衛及び警護に関する事項

2 総務室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

1 公安委員会の庶務に関する事項

2 公印の管守に関する事項

3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項

4 広報に関する事項

5 情報の公開に関する事項

6 個人情報の保護に関する事項

7 予算、決算及び会計に関する事項

8 財産及び物品の管理及び処分に関する事項

9 犯罪被害者等給付金に関する事項

10 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事項

11 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事項

12 警察装備に関する事項

13 被疑者取調べの監督に関する事項

14 その他各部の所掌に属しない事項

[昭40県条例7号昭51県条例25号昭55県条例13号同24号・本条一部改正、昭61県条例14号・2項一部改正、平4県条例10号同16号・1項一部改正、平16県条例18号平17県条例36号同74号・本条一部改正、平18県条例46号平19県条例42号・1項一部改正、平20県条例第48号・2項一部改正、平21県条例第39号・2項一部改正、平25県条例第27号・1項一部改正、平28県条例第101号・2項一部改正]

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

[昭51県条例25号・本条全部改正]

附 則

この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 [昭和40年3月26日岐阜県条例第7号]

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 [昭和51年3月29日岐阜県条例第25号]

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和53年3月30日岐阜県条例第4号〕

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和55年3月27日岐阜県条例第13号〕

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和55年10月11日岐阜県条例第24号〕

この条例中第2条第1項第2号の改正規定は公布の日から、同項第1号の改正規定は昭和56年1月1日から施行する。

附 則 〔昭和61年3月28日岐阜県条例第14号〕

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 〔平成4年3月30日岐阜県条例第10号〕

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 〔平成4年7月10日岐阜県条例第16号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成4年8月1日から施行する。

(警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

2 警察官の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年岐阜県条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 〔平成6年10月14日岐阜県条例第27号〕

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 〔平成16年3月23日岐阜県条例第18号〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 〔平成17年3月23日岐阜県条例第36号〕

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 〔平成17年10月6日岐阜県条例第74号〕

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 〔平成18年10月12日岐阜県条例第46号〕

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 〔平成19年7月9日岐阜県条例第42号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成20年10月15日岐阜県条例第48号〕

この条例は、平成20年12月18日から施行する。

附 則 〔平成21年3月30日岐阜県条例第39号〕

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 〔平成25年3月26日岐阜県条例第27号〕

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 〔平成28年10月19日岐阜県条例第54号〕

この条例は、平成28年11月30日から施行する。